

令和3年10月18日（月）13時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会 第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会

【富田労働環境対策室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の富田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は委員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず「議事次第」が1枚。次に「委員名簿」が1枚ございます。それから「配布資料一覧」が1枚ございます。資料1として「全国内航鋼船運航業最低賃金」の公示文が2枚ございます。資料2として「全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況」が1枚ございます。いずれも前回の資料から抜粋したものをご用意させていただいております。

配布資料については以上でございますが、資料は行き届いておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をよろしくお願いたします。

【野川部会長】 それでは、議事を進めてまいりたいと存じます。

「全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について」でございますが、前回、この部会以降のお話し合いの結果について、お話し合いされたと思いますが、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

平岡委員。

【平岡委員】 全日本海員組合、平岡でございます。

前回の専門部会以降、使用者側のほうと、前回の論議を踏まえながら、改定をどうすべきかということで協議はしたわけですが、いかんせん水準の話になると、いわゆる、使用者側には使用者側の立場があるというようなことと、我々としてもやはり今年については、第1回で述べましたように最賃の改善は必要不可欠だということで、水準も含めて論議

をしたわけですが、やはりお互いの立場がなかなかかみ合わないことから、最終的には結論が出なかったというような状況で終わっております。

【野川部会長】 使用者側は何か補足ございますか。よろしいですか。

それでは、今ご報告いただきましたが、いまだ合意には至っていないということですので、この場で引き続きご意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

【中本委員】 全日本海員組合の中本です。前回の専門部会でもお話しさせていただきましたが、使用者側はコロナ禍で輸送量が減少し厳しい状況とおっしゃいましたが、昨年より輸送量は回復してきております。去年は先行きが不透明な中で最低賃金が改定されたわけですが、今年は、荷動きも徐々に上がり、ある程度輸送量の回復の見込みがある状況ですから最低賃金の改善は、必要不可欠だと思います。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

村田委員。

【村田委員】 確かに今年は、昨今のニュース、新聞紙上によると鉄鋼大手が5%程度の運賃の値上げというのを検討しているとのことですが、昨年と比べれば、やはり結果的に5波の影響というのがその後出て、貨物船を中心に停船があった、とこういうことです。前回も申し上げましたとおり、船主にとって用船料の減額によって、借入金の返済が滞りリスクジュールまたは今後の設備投資等において銀行と交渉がなかなか思うように進んでいかない鉄鋼貨物船の船主やバラ積貨物船の船主といった小型船や比較的小規模船主を中心にそういう非常に厳しい経営を強いられていると、こういう現状もあると、こういうことです。

また、これからワクチン接種が遅れていた船員に対して、本格的に始まってきているんですが、内航船員へのワクチン接種が遅れたため、やはりここでも船をとめざるを得ないケースが顕在化しております。そうするとオフハイヤーとなり、そこら辺が船主経済の足かせになってくる。こういうことが現実には、今、起こっております。

よって、今年については、昨年500円のアップということだったんですけど、それについては我々船主の立場としては、非常に慎重にそこら辺は対応しなければいけない、そういう立場にあるということをご理解いただきたいと思います。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかに。

平岡委員。

【平岡委員】 使用者側のほうから、るる出さないがための理由づけか何か知りませんが、先ほど、当方の中本委員のほうからも話がありましたように、用船料についても、ある程度、

回復の兆しが見えてきていること、全額とは言いませんですけども、8割ぐらいは回復の傾向にあるのではないかと考えております。

それと、若干振り返ってみますと、この最低賃金ですけども、海上における最低賃金を、過去10年間でみますと、陸上との比較ですけども、陸上は過去10年間で平均で172円。アップ率で21.1%以上上がっているという状況です。それに比べ、海上の最賃、これについては、10年間で約2.8%アップ。これは月例と時給の違いはあろうかと思えますけれども、陸上よりも海上の方が遅れている傾向があるんじゃないかと考えております。

また、この資料の中にもありますように、平成8年からみてみますと海上最賃は毎年行われてはおりませんし、ゼロのときもあります。ただ、陸上の場合については、時給ですけども、毎年更新されている状況を考えますと、海上と陸上の格差、その辺のところはだんだん縮まってきているのではないかと思います。それと、第1回でも述べましたように、今年、陸上は過去最高の額で上がっていることを踏まえますと、この内航の最賃が上がらない、もしくは昨年と一緒だと考えておりません。その辺のところも踏まえ最賃の改定が必要であると思っております。

**【野川部会長】** ありがとうございます。いかがでしょうか、ほかにご意見。ございませんでしょうか。

阿南委員。

**【阿南委員】** 内労協の阿南と申します。いろいろ、前回から今もう至って、いろいろお話の中で出ている話でございますけども、やはり使用者側という言い方は変ですけども、こちら側としましては、将来的に見て、過去の経緯と状況。それと将来的に見て、ちゃんと上がっていくのが身に染みてあるのであれば、基本的にはこの最賃の問題も素直にという話は内部的にはございます。

今、村田さんからお話のあった、鉄鋼業の用船料にしても、一次元請けとか、二次元請けとか、三次元請け、一次元請けのところは、それはどれだけ下げられて、上げられているのか、2段階上げていくのか、3段階で上げていくのか、落とされているわけです。そういう段階で、ただ新聞紙上だけで上がってきているとか、そういうこと、それと用船料が8割方上がっている。私どもの実感としては、専用船、専航船、いろいろあるんですけども、フリーで動かしている船等々についても、やはり運賃、用船料にそういう影響が本当にあるのかなど。確かに鉄鋼はだんだん伸びていますけども、使用者側の船種としてはタンカーもございますし、石油はまだまだと。いろいろな兼ね合いから、やはり、こういう言い方は変か

もしもありませんけども、最低賃金は上げるだけの原資と言ったらこういう場ではそぐわないのかもしれないけど、そういうのが身に染みてない。

よって今回は、もちろん船員さんの確保、船員さんの教育、いろんな、それと成り手がいないことへの、条件等思いますが、上げて、どんどん、どんどん上げていくのはしようがないのかなとは個人的には思いますけども、やはりいろんな条件を見てみると、まだまだ、これから、去年の10月のときに決められた500円アップということで、第5波があんな大きな山になるかは分かりませんでした。今回も緊急事態宣言とか、そういうのは会議でもされましたけれども、今後、政府として全面的に、自由とか、元に戻しますよと。ある一定の大臣さんは、何か11月からとか言ってますけども、本当にそれがあっても、もしそれがあつたら、いや、そう望みたいんですけども、あつても、内航業界にいろんなものが影響してくるのは、半年、もしくは1年かかってきます。この辺のことを考え合わせますと、今回の場合、最低賃金のところについては何とも言いようがなく、上げられないのかなという次第です。

以上です。

**【野川部会長】** ありがとうございます。双方それぞれのお立場、前回もお聞きいたしましたし、今回も繰り返しのご発言、お聞きいたしました。そろそろ2回目で、今日で決めるという前提で集まっておりますので、歩み寄りを進めたいというふうに思います。前回同様ですが、一旦この場をクローズして、労使で率直に膝を詰め合わせて意見を交換していただき、可能な限り労使の間での合意を模索していただきたいというふうに思います。

それでは、部屋を用意してありますので、そちらで労使のお話し合い、お願いいたします。時間はあまり取れませんので、20分程度でお願いいたします。

それでは、どうぞ。ご案内いたしますので、お移りください。

( 中 断 )

**【野川部会長】** お疲れさまでした。それでは、話し合いの結果について、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

平岡委員。

**【平岡委員】** 座長のほうからお時間をいただき、労使で合意を見いだすべく、喧々諤々と論議はしたわけですが、使用者側は使用者側の考えに基づき主張されるということと、我々としても、やはり使用者側の主張とは真っ向から相反するようなことで、最賃の改善を主張し、水準をどのように詰めるかということで協議しましたが、なかなか論議が双

方かみ合わないということで、時間をいただいたわけですが、結果として、結論出ずという  
ような状況です。ただ、改善する必要性については、労使双方考え方は一緒ですけれども、  
やはり水準について、大きな乖離があるというような状況の中で終わったということでご  
ざいます。

【野川部会長】 使用者側、補足ございますか。

村田委員。

【村田委員】 今、平岡委員のほうからありましたように、双方、最低賃金を上げる方向  
という点については同じ考え方であると。ただ、昨年から、また今年、この見込みについ  
ての認識というのが、若干まだ共有されておらず、お互いの理解というのができなかったとい  
うこともあって、この数字的な部分に至るに時間は足りなかったと、こういうことござい  
ます。

【野川部会長】 了解いたしました。それでは、合意に結局至らなかったということござ  
いますので、よろしければ公益委員の側からなにがしかの提案をさせていただきたいと  
いうふうに存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ご異議がなければ、一旦この場をクローズして、別室で個別に労使双方  
のご意見をお聞かせいただき、その内容を踏まえてご提案をさせていただくという形で進  
めさせていただきます。ご意見の聴取は労使それぞれから、それぞれ10分程度を目安に考  
えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、議論の整理をするために事務局も同席をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしい  
でしょうか。

それでは、これから、私、公益委員が別室に移りますので、皆様、労使双方を順番にお呼  
びいたしますので、そこでお話を伺いたいと存じます。

( 中 断 )

【野川部会長】 どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げたように、両者のお話を伺った上で、公益委員として話し合い、  
考えた提案をさせていただきます。

最低賃金の改正につきまして、職員A、職員B、部員A、部員B、それぞれ全てについて  
700円の引上げをするということでございます。この提案について、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それで、今読み上げますので、その後、もし何かあればください。

それでは、最低賃金の改正につきましては、職員Aを700円引き上げ、職員Bを700円引き上げ、部員Aを700円引き上げ、部員Bを700円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員25万500円を25万7500円に、ただし書の職員23万3,600円を23万4,300円に、部員19万1,450円を19万2,150円に、ただし書の海上経歴3年未満の部員18万2,150円を18万2,850円に、それぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、これで第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会の基本的な審議を終了いたします。

何かご発言があればお願いいたします。

平岡委員、お願いします。

【平岡委員】 最低賃金ですけれども、要望として、航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、それと機関長の賃金につきましては、その職責を考慮し、最賃を上回るよう、引き続き行政指導されたいということをお願いしたいというふうに思います。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、今の件、きちんとテイクノートされましたので、承っておきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これで第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を終了したいと存じます。どうも、2回にわたりお疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —